

京丹後市要保護児童対策地域協議会の構成

代表者会議（年1回）

【構成メンバー（関係機関代表者等）】

- 京都府丹後保健所長
- 京都府福知山児童相談所長
- 京丹後警察署長
- 京丹後市医師代表
- 京丹後市民生児童委員協議会会長
- 京丹後人権擁護委員協議会会長
- 京丹後法律事務所 弁護士
- 京都地方法務局京丹後支局長
- 社会福祉法人みねやま福祉会理事長
- 京丹後市消防本部
- 京丹後市福祉事務所長
- 京丹後市教育委員会教育次長

代表者会議（年1回）

【内容】

地域協議会の関係機関の代表者による会議であり、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年1回開催する。

【会議における協議事項】

- 要保護児童等の発見から援助、解決に至るシステムの検討
- 実務者会議からの活動報告とその評価
- 協議会活動の課題、問題点の解決策の検討
- 関係団体への周知

実務者会議（必要に応じて開催）

【構成メンバー（実務代表者）】

- 京都府丹後保健所 福祉室長
- 京都府福知山児童相談所 相談判定課長
- 京丹後警察署 生活安全課長
- 京丹後市民生児童委員協議会 主任児童委員代表
- 社会福祉法人みねやま福祉会 施設長
- 健康長寿福祉部 生活福祉課長
- 健康長寿福祉部 障害者福祉課長
- 健康長寿福祉部 健康推進課長、担当保健師
- 教育委員会 学校教育課長
- 教育委員会 総括指導主事
- 京丹後市立中学校長会長
- 京丹後市立小学校長会長
- 京丹後市立園長所長会代表
- 教育委員会事務局 子ども未来課長

【ケース進行管理会議（2か月毎に1回）】

地域協議会の扱う全ケースについて、支援の進行状況等を把握するため、関係機関により開催する。

【構成メンバー】

- 京都府福知山児童相談所 地域担当者・虐待・DV防止連携推進員
- 京丹後警察署 要保護児童担当
- 京丹後市教育委員会 総括指導主事
- 京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 担当保健師
- 京丹後市消防本部(救急)

令和2年度より以下のとおり変更する
 ・福知山児童相談所虐待・DV防止連携推進員の参加を得る
 ・丹後保健所虐待担当職員の参加をなしそうる

【会議における協議事項】

- 定例的な情報交換や、ケース検討会議等で課題となった事項の更なる検討
- 要保護児童等の実態把握や、援助ケースの総合的な把握
- 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- 協議会の年間活動方針の策定に関するこ

ケース検討会議（随時）

【構成メンバー（直接関わる担当者）】

- ※事務局で該当機関を召集
- 京都府丹後保健所 担当保健師、精神保健相談員
 - 京都府福知山児童相談所 担当児童福祉司
 - 京丹後市民生児童委員協議会 地区担当民生児童委員
 - 社会福祉法人みねやま福祉会 担当保育士、相談員
 - 健康長寿福祉部 生活福祉課 担当ケースワーカー
 - 健康長寿福祉部 障害者福祉課 担当者
 - 健康長寿福祉部 健康推進課 担当保健師
 - 教育委員会 学校長、担任教諭、養護教諭
 - 教育委員会 総括指導主事
 - その他関わりを有する担当者等

【内容】

個別の要保護児童等について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、随時開催する。

【会議における協議事項】

- 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関するこ
- 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること
- 援助方針の確立と役割分担の検討、確認
- 実際の援助、介入方法等の検討
- ケースの主担当とキーパーソンの決定等

調整機関（事務局）

子ども未来課

根拠法令：児童福祉法第25条の2第5項

○地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡・調整を行う。

【具体的業務】

- ① 地域協議会に関する事務の総括
 - ・協議事項、参加機関の決定、地域協議会の議事運営、個別ケース検討記録の管理等
- ② 情報及び支援状況の総括
 - ・関係機関等による支援の実施状況の把握
 - ・把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整